

第 15 回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議 議事概要

日 時：令和 4 年 1 0 月 3 日（月）9：50～10：20

場 所：おいらせ町役場本庁舎 2 階 庁議室

出席者：本部長、小向・松林副本部長、本部員 1 6 名

1. 本部長あいさつ

2. 案件

1) 協議事項

ア)「おいらせ町役場新型コロナウイルス感染症に係る感染予防・感染時対応ガイドライン」の改訂について

(趣旨)

青森県コロナ本部の基本的対処方針の変更により、保健所に対応する陽性者は、対象を 4 区分に限定し、全数把握しないこととなりました。

そのため、感染リスク回避を目的とした町の運用上の対応（療養期間、待機期間の設定、陽性者、濃厚接触者、濃厚接触候補者それぞれの取扱い）について、陽性判定職員の外部公表を原則行わない等、現在の運用実態に合わせて、改訂を行います。

2) 報告事項

ア) 青森県の状況等について

①県対処方針の変更（抜粋）

9 月 2 6 日から全国一律で新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しが行われ、発生届の届出対象者は以下のとおりになります。

これにより、医療機関及び保健所等の対応が変更となり、保健医療提供体制が変わります。

【届出対象者】

- ① 6 5 歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがある方
- ④ 妊娠している方

届出対象者以外は、保健所からの連絡がなくなります。

支援が必要な方は、青森県自宅療養者サポートセンター（050-3187-5854）に連絡することになります。

イ) 町の対応

引き続き基本的な感染防止対策を徹底するよう促すとともに、町主催事業及び会議開催等の際は、以下留意事項を十分徹底して実施することとします。

【留意事項】（令和4年4月7日開催第11回対策本部会議決定事項）

- ・人数限定で参加者を特定する。
- ・参加者間の距離は、1～2m程度を確保する。
- ・時間は、概ね90分以内とする。
- ・会場内に手指消毒液を設置するとともに、換気を十分に行う。
- ・参加者は、必ずマスクを着用する。
- ・発熱や風邪症状がみられる方及び同居人に同様な症状がある方は参加しない。
- ・会場内での飲食は行わない。
- ・大声を出さない。 など

3. その他

次回以降の会議開催は未定で、感染状況の変化（町内感染者の発生等）及び全庁案件が出た場合などに開催する予定。